

# 建築行政年報 2022

— 令和 3 年度（2021 年度） —

旭川市建築部建築指導課

# 目 次

建築行政年報 2022 — 令和 3 年（2021 年度）版 —

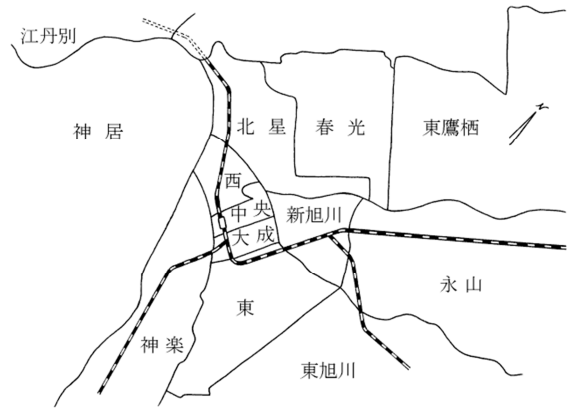
<b>1. 旭 川 市 建 築 行 政 資 料</b> . . . . .	<b>1</b>
(1) 建築行政統計年度別総括	
<b>2. 建 築 確 認 申 請 統 計</b> . . . . .	<b>2</b>
(1) 建築確認申請等月別総括表（令和 3 年度～令和 2 年度）	
(2) 建築確認申請等月別比較表（令和 3 年度～令和 2 年度）	
(3) 建築物用途別件数	
(4) 公区別件数・面積	
(5) 住宅利用別 件数・戸数・面積	
<b>3. 旭 川 市 助 成 制 度 関 連</b> . . . . .	<b>7</b>
(1) 旭川市住宅耐震診断補助事業取扱件数及び補助金額	
(2) 旭川市住宅耐震改修補助事業取扱件数及び補助金額	
(3) 旭川市木造住宅無料耐震診断取扱件数	
(4) 旭川市アスベスト対策事業補助事業取扱件数及び補助金額	
(5) 旭川市不良空き家住宅除却費補助制度取扱件数及び補助金額	
<b>4. 許 可 ・ 承 認 ・ 認 定</b> . . . . .	<b>8</b>
(1) 許可件数	
(2) 認定取扱件数	
<b>5. 建 築 防 災 ・ 違 反</b> . . . . .	<b>9</b>
(1) 特殊建築物防災査察件数	
(2) 定期報告対象建築物件数	
(3) 市有建築物耐震化状況	
(4) 違反建築物及び是正措置年度別件数	
<b>6. 旭 川 市 建 築 行 政 組 織</b> . . . . .	<b>12</b>
(1) 建築部行政組織及び事務分掌	
(2) 建築指導課・組織（人数）	
(3) 旭川市建築審査会委員	
<b>7. 建 築 行 政 年 表</b> . . . . .	<b>14</b>

## 用語の解説

建 築 申 請	確 認 申 請	個人、会社、法人など民間建築主が提出する建築申請
	計 画 通 知	国、都道府県、市町村など官公庁が提出する建築申請
指 定 確 認 検 査 機 関		建築基準法に基づき、建築確認や検査を行う機関として国土交通大臣や都道府県知事から指定された民間の機関
法 区 分	1 号	特殊建築物（200mを超える不特定多数の人が集まる特別な用途）
	2 号	木造で3階以上の階数、又は500mを超える大規模な建築物
	3 号	木造以外で2階以上の階数、又は200mを超える建築物
	4 号	1～3号以外で一般の小規模な建築物
設 備		エレベーター、エスカレーターなど
工 作 物		煙突、広告塔など
共 住	（ 木 造 ）	共同住宅で木造のもの
	（ そ の 他 ）	共同住宅で木造以外のもの

## 旭川地域別（旭川市地域図）

地 区	条 ・ 丁 目 等
西	宮下通～9条通1～5丁目 2条西～9条西1～9丁目 曙1条～曙3条1～8丁目 曙北2条・3条5～8丁目 亀吉1条～亀吉3条1～3丁目
中 央	宮下通～10条通6～10丁目 常盤通,中常盤町 上常盤町,常盤公園
大 成	宮下通～10条通11～16丁目 宮前1条1～2丁目・宮前2条1～3丁目
東	宮下通～11条通17～26丁目,宮前1条3～5丁目 豊岡1条～豊岡15条1～4丁目,東光1条～東光18条1～4丁目 南1条通～南9条通17～26丁目,旭神町,旭神1条～旭神3条1～5丁目
新 旭 川	東1条～東8条1～11丁目,パルプ町1条～パルプ町3条 新富1条～新富3条1～3丁目,大雪通,金星町,新星町1～5丁目
北 星	旭町1条・2条,大町1条～大町3条,川端町1条～川端町7条 花咲町1～7丁目,近文町,本町,旭岡,錦町,緑町,北門町
春 光	春光町,春光1条～7条1丁目～9丁目 末広東1条～末広東3条1～3丁目,末広1条～末広8条1～3丁目 住吉4条～7条1丁目・2丁目,字近文5線～8線,春光台1条～5条1～5丁目
永 山	永山町1～16丁目,流通町地1条～流通町地4条,永山1条～永山14条 永山北1条～永山北4条,秋月1条～秋月3条
神 居	神居1条～神居9条,忠和,忠和1条～忠和8条,高砂台1～8丁目,台場,台場1条～4条, 台場東1～4丁目,南が丘1～3丁目,富沢,雨紛,神岡,豊里,共栄
神 楽	神楽1条～神楽7条,西神楽,神楽岡1条～神楽岡16条,緑が丘1条～5条 千代ヶ岡,神楽岡,緑が丘東,緑が丘南,西御料1条～5条1丁目～3丁目,神楽岡公園
東 旭 川	豊岡1条～豊岡16条5～11丁目,東光1条～東光27条5～10丁目 東旭川北1条～東旭川北3条,東旭川南1・2条,東旭川町,工業団地
東 鷹 栖	末広東1条～末広東3条4～14丁目,末広1条～末広8条4～15丁目 東鷹栖1条～東鷹栖4条1～6丁目,東鷹栖東1条～東鷹栖東3条1～6丁目 春光台1条～春光台5条6～12丁目
江 丹 別	嵐山,中園,共和,芳野,清水,西里,拓北,富原,中央,春日



# 1. 旭川市建築行政資料

## (1) 建築行政統計年度別総括

種 類 / 年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (平成 31 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
人 口	338,558 平成30年4月1日現在	335,323 平成31年4月1日現在	332,610 令和2年4月1日現在	329,822 令和3年4月1日現在	326,057 令和4年4月1日現在
世帯数	177,529 平成30年4月1日現在	177,326 平成31年4月1日現在	177,602 令和2年4月1日現在	177,864 令和3年4月1日現在	177,715 令和4年4月1日現在
確認申請処理件数 (1～3号)	233	203	199	154	147
確認申請処理件数 (4号)	1,019	1,113	1,122	1,221	1,232
確認申請処理件数 (設 備)	39	23	22	46	26
確認申請処理件数 (工作物)	54	26	39	29	31
計画通知処理件数 (1～3号)	3	4	3	8	2
計画通知処理件数 (4号)	5	11	11	6	4
計画通知処理件数 (設 備)	7	3	6	10	1
計画通知処理件数 (工作物)	0	0	0	0	0
計画変更申請処理件数 (建築物)	180	182	179	159	148
構造計算適合性判定件数 (建築物)	15	8	21	11	12
中間検査合格証交付件数 (建築物)	3	4	10	2	5
検査済証交付件数 (建築物)	1,242	1,239	1,282	1,332	1352
取りやめ届件数	15	11	10	18	12
検査済証を交付できない旨の通知書交付件数	32	46	41	20	18
仮使用認定申請件数 (注1)	13	9	5	6	4
長期優良住宅認定申請件数	126	123	168	206	208
低炭素建築物新築等計画認定申請件数	19	13	23	19	71
道路位置指定件数 (法第42条第1項第5号)	2	4	0	1	0
道路位置指定変更件数 (法第42条第1項第5号)	4	1	0	3	4
道路位置指定廃止件数 (法第42条第1項第5号)	0	0	5	3	2
北海道福祉のまちづくり条例指導助言件数	249	219	203	189	179
建築審査会開催回数	1	2	1	1	0
公開聴取会開催回数	1	3	0	0	0
建設リサイクル法届出件数	614	703	765	675	847
建設リサイクル法通知件数	128	193	153	206	235
省エネルギー法届出件数	100	77	93	77	60

~~(注1)~~ 平成27年5月31日以前は仮使用承認申請件数を示す













### 3. 旭川市助成制度関連

(1) 旭川市住宅耐震診断補助事業取扱件数及び補助金額

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (平成 31 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
補助額 ( 千円 )	0	0	89	0	0
申 請 件 数	0	0	1	0	0
補 助 件 数	0	0	1	0	0

(2) 旭川市住宅耐震改修補助事業取扱件数及び補助金額

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (平成 31 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
補助額 ( 千円 )	0	0	329	0	0
申 請 件 数	0	0	1	0	0
補 助 件 数	0	0	1	0	0

(3) 旭川市木造住宅無料耐震診断取扱件数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (平成 31 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
申 請 件 数	1	1	0	0	4

(4) 旭川市アスベスト対策事業補助事業取扱件数及び補助金額

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (平成 31 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
補助額 ( 千円 )	1426	231	0	133	1820
補 助 件 数	2	1	0	1	5

(5) 旭川市不良空き家住宅除却費補助制度取扱件数及び補助金額

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (平成 31 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
補助額 ( 千円 )	900	766	796	853	600
補 助 件 数	3	3	3	3	2

#### 4. 許可・承認・認定

##### (1) 許可件数

条 項 \ 年 度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (平成 31 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
法 第 43 条	第 2 項	0	4	3	2	2
法 第 44 条	第 1 項	0	0	1	0	0
法 第 47 条		0	0	0	0	0
法 第 48 条	第 1 項	0	0	0	0	0
	第 2 項	0	1	0	0	0
	第 3 項	0	0	0	0	0
	第 4 項	0	0	0	0	0
	第 5 項	0	0	0	0	0
	第 6 項	0	0	0	0	0
	第 7 項	0	0	0	0	0
	第 9 項	0	1	0	0	0
	第 10 項	0	0	0	0	0
	第 11 項	0	0	0	0	0
第 12 項	0	0	0	0	0	
第 13 項	1	1	0	0	0	
法 第 51 条		1	0	1	1	0
法 第 52 条	第 10 項	0	0	0	0	0
	第 11 項	0	0	0	0	0
	第 14 項	0	0	0	0	0
法 第 55 条	第 3 項	0	0	0	0	0
法 第 56 条の 2	第 1 項	0	0	0	0	0
法 第 59 条の 2	第 1 項	0	0	0	0	0
法 第 85 条	第 3 項	0	0	0	1	0
	第 5 項	2	2	2	1	2
地区計画条例		0	0	0	0	0
合 計		4	9	7	5	4

##### (2) 認定取扱件数

事 項 \ 年 度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (平成 31 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
法 第 7 条の 6 (仮使用認定)(注 1)	特 定 行 政 庁	3	4	1	1	2
	建 築 主 事 等 (注 2)	8 (2)	4 (3)	2 (1)	3 (2)	2 (1)
法 第 1 8 条 第 2 4 項 (仮使用認定)(注 1)	特 定 行 政 庁	2	1	2	1	0
	建 築 主 事	0	0	0	1	0
法 第 5 5 条 第 2 項 (高さ認定)		0	0	0	0	1
法 第 7 3 条 (建築協定認定)		0	0	0	0	0
法 第 8 6 条	第 1 項 (一団地認定)	1	0	0	0	0
	第 2 項 (連担認定)	0	0	0	0	0
合 計		14	9	5	6	5

(注 1) 平成 27 年 5 月 31 日以前は仮使用承認申請件数を示す

(注 2) カッコ内は平成 27 年 6 月 1 日以降の指定確認検査機関による内数の件数を示す

## 5. 建築防災・違反

### (1) 特殊建築物防災査察件数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (平成 31 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
査察を実施した建築物数	27	35	39	1	0
改善を指摘した建築物数	21	25	26	1	0
改善指示書, 勧告書等の交付件数	3	2	5	1	0

### (2) 定期報告対象建築物件数

	用途又は対象物	報告 時期	令和 3 年度		令和 4 年度
			対象件数	報告件数	対象予定
特殊 建 築 物	劇場・映画館・観覧場・公会堂・集会場	3年毎	0	0	0
	病院・診療所・老人ホーム・児童福祉施設	〃	0	0	252
	旅館・ホテル	〃	63	45	0
	下宿・共同住宅・寄宿舍	〃	0	0	0
	学校・体育館	〃	0	0	20
	ボーリング場・スポーツの練習場	〃	2	1	0
	百貨店・マーケット等物販販売店舗	毎年	140	128	141
	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ・バー ダンスホール・遊技場・飲食店・公衆浴場	〃	114	79	112
	事務所・その他これに類するもの	3年毎	49	43	0
	合 計		368	296	525
建 築 設 備	換気設備	毎年	452	397	457
	排煙設備	〃	101	81	102
	非常用照明装置	〃	1071	879	1084
	防災設備	〃	343	266	346
	合 計		1967	1623	1989
昇 降 機	エレベーター	毎年	1538	1486	1567
	エスカレーター	〃	172	170	170
	いす式階段昇降機	〃	22	22	24
	小荷物専用昇降機	〃	124	116	129
	遊戯施設	〃	0	0	0
	合 計		1856	1794	1890

(3) 市有建築物耐震化状況

旭川市内にある既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、平成20年8月11日に旭川市耐震改修促進計画を策定しました。

ア 市有建築物耐震化率

年 度		平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度
多数の者が利用する 建築物(注1)	対象建築物(棟)	249	249	246	245	244
	耐震性あり(棟)	227	227	227	227	226
	耐震化率(%)	91.2	91.2	92.3	92.7	92.6
避難所(注2)	対象建築(棟)	30	30	30	30	35
	耐震性あり(棟)	24	24	24	24	29
	耐震化率(%)	80.0	80.0	80.0	80.0	82.9
全 体	対象建築物(棟)	279	279	276	275	279
	耐震性あり(棟)	251	251	251	251	255
	耐震化率(%)	90.0	90.0	90.9	91.3	91.4

イ 市有建築物耐震診断及び耐震改修実施棟数

年 度			平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度	
耐震診断 実施棟数	多数の者が利用 する建築物(注1)	学校	校舎	0	0	1	0	0
		学校	体育館	0	0	0	0	0
		学校以外		0	0	0	0	0
	避難所(注2)	学校	校舎	0	0	1	0	0
		学校	体育館	0	0	1	0	0
		学校以外		0	0	0	0	0
	合 計			0	0	3	0	0
耐震改修 実施棟数	多数の者が利用 する建築物	学校	校舎	0	0	0	0	0
		学校	体育館	0	0	0	0	0
		学校以外		0	0	0	0	0
	避難所	学校	校舎	0	0	0	0	0
		学校	体育館	0	0	0	0	0
		学校以外		0	0	0	0	0
	合 計			0	0	0	0	0

(注1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1号の用途区分や規模要件に該当する建築物

(注2) 旭川市の地域防災計画で指定している避難所(多数の者が利用する建築物を除く。)

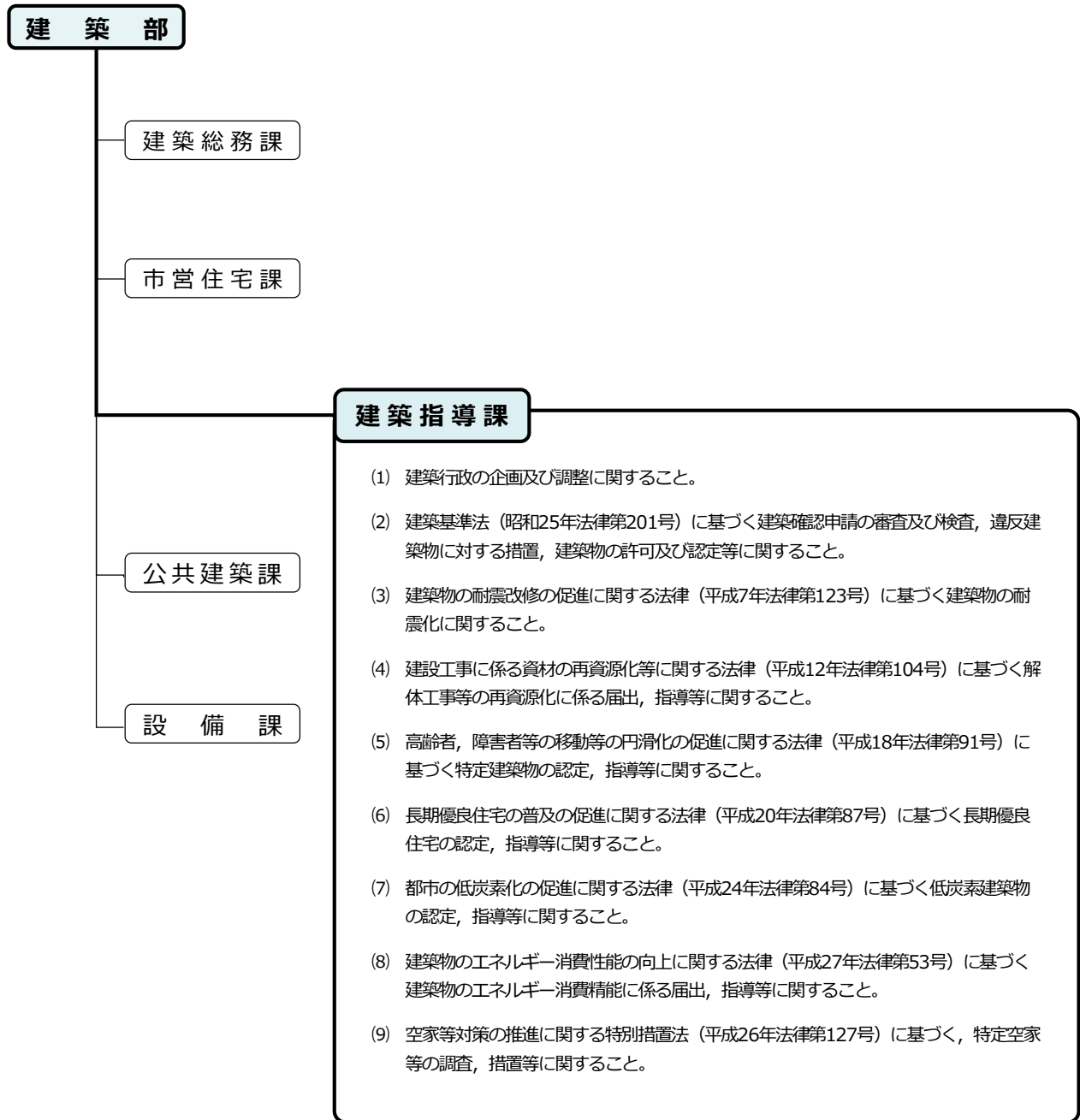
(4) 違反建築物及び是正措置年度別件数

違反条項 \ 年 度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (平成 31 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	
違反建築物 件数	法 第 89 条 (未表示)	21	20	17	12	11	
	法 第 6 条 (確認申請)	3	3	4	1	0	
	法 第 43・44 条 (道路)	0	0	0	0	0	
	法 第 48 条 (用途地域)	3	1	1	0	0	
	法 第 52 条 (容積率)	0	0	0	0	0	
	法 第 53 条 (建ぺい率)	0	0	0	0	0	
	法 第 56 条 (高さ)	0	0	1	0	0	
	法第 61 条 (防火・準防火)	0	1	1	0	0	
	その他	6	5	1	2	0	
	合 計	33	30	25	15	11	
是正措置 件数	法 第 9 条	第 2 項 (通知)	0	0	0	0	0
		第 1 項 (命令)	0	0	0	0	0
		第 7 項 (命令)	0	0	0	0	0
		第 10 項 (命令)	0	0	0	0	0
	行政指導		33	30	25	15	11
	合 計		33	30	25	15	11

## 6. 旭川市建築行政組織

### (1) 建築部行政組織及び事務分掌

令和4年4月1日現在



(2) 建築指導課・組織（人数）

令和4年4月1日現在

	技術職員	事務職員	計	建築主事	監視員
課長	1		1	1	1
主幹	1		1		
課長補佐	2		2	1	1
主査	4	1	5	1	1
係員	10		9		
合計	18	1	19	3	3

(3) 旭川市建築審査会委員

令和4年4月12日現在

※五十音順 敬称略

建築	笠木 元太	旭川工業高等学校教諭
公衆衛生	升田 由美子	旭川医科大学教授
法律	太田 寛章	弁護士
経済	横手 章子	税理士
建築	渡辺 宏二	東海大学教授



## 7. 建築行政年表

西暦	年 月 日	内 容							
1927	昭和 2年 3月23日	都市計画法適用							
1928	昭和 3年 5月 4日	旭川市都市計画区域決定							
1935	昭和10年 4月19日	旭川市都市計画用途地域決定							
1949	昭和24年10月 4日	防火・準防火地域指定							
1950	昭和25年 5月24日	建築基準法制定							
1961	昭和36年11月 7日	宅地造成等規制法制定							
1964	昭和39年 7月 9日	旧住宅地造成事業に関する法律制定							
1967	昭和42年10月 4日	旭川市において宅地造成等規制法施行							
1968	昭和43年 6月15日	新都市計画法制定・旧住宅地造成事業に関する法律廃止							
1969	昭和44年 4月 1日	建築基準法第 9 7 条の 2 の規定により, 建築主事の設置→限定特定 行政庁法第 6 条第 1 項第 4 号の確認事務を行いながら法第 6 条第 1 項の規定による確認事務を行うための準備を始める							
	昭和44年 4月21日	旭川市において旧住宅地造成事業に関する法律施行							
	昭和44年 7月19日	建設部に建築指導課を設置							
		<table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">課 長 技 1</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td>住 宅 開 発 係 技 5</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">計 17</td> </tr> <tr> <td>建 築 指 導 係 技 5</td> </tr> <tr> <td>建 築 審 査 係 技 6</td> </tr> </table>	課 長 技 1	}	住 宅 開 発 係 技 5	計 17	建 築 指 導 係 技 5	建 築 審 査 係 技 6	
課 長 技 1	}	住 宅 開 発 係 技 5			計 17				
		建 築 指 導 係 技 5							
		建 築 審 査 係 技 6							
	昭和44年10月18日	旭川市建築基準法施行条例公布							
	"	旭川市建築審査会条例公布							
	昭和44年12月26日	新都市計画法適用							
	昭和44年12月27日	旭川市建築基準法施行細則公布							
	"	旭川市建築基準法に基づく聴聞規則施行							
	"	旭川市建築審査会口頭審査規程公布							
1970	昭和45年 1月 1日	建築基準法第 4 条の規定により, 建築主事を任命→特定行政庁発定							
		<table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">課 長 技 1</td> <td rowspan="4" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td>建 築 指 導 係 技 5 事 1</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">計 22</td> </tr> <tr> <td>建 築 審 査 係 技 9</td> </tr> <tr> <td>住 宅 開 発 係 技 5</td> </tr> <tr> <td>主 査 技 1</td> </tr> </table>	課 長 技 1	}	建 築 指 導 係 技 5 事 1	計 22	建 築 審 査 係 技 9	住 宅 開 発 係 技 5	主 査 技 1
課 長 技 1	}	建 築 指 導 係 技 5 事 1			計 22				
		建 築 審 査 係 技 9							
		住 宅 開 発 係 技 5							
		主 査 技 1							
	"	旭川市建築基準法施行条例施行							
	"	旭川市建築基準法施行細則施行							
	"	旭川市建築審査会条例施行							
	"	旭川市建築審査会口頭審査規程施行							
	昭和45年 6月 1日	建築基準法第 5 次改正により法第 4 条が改正され, 建築行政執行体制の強化・拡充策として特定行政庁の設置促進							
	昭和45年 7月 1日	都市計画法第 2 9 条開発行為施行							
	"	申 請 件 数 65 件 総 面 積 146,852 m <sup>2</sup> 区 画 数 3,521							
	昭和45年 9月14日	用途地域変更							
	昭和45年 9月30日	人 口 308,900 人 確認申請件数 3,918 件 総 面 積 530,736 m <sup>2</sup> 開発行為申請件数 68 件 総 面 積 1,391,922 m <sup>2</sup> 区 画 数 3,390							

西曆	年月日	内 容
1971	昭和46年 7月 1日 昭和46年 7月12日	旭川市公害防止条例制定 建築指導課に宅地指導係を設置  <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">課長 技1</div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 建築指導係 技4 事1</li> <li>— 建築審査係 技9</li> <li>— 宅地指導係 技6</li> </ul> </div> <div style="margin-left: 20px;">計 21</div> </div>
1972	昭和46年12月28日 昭和47年 5月 1日	旭川市建築基準法施行条例改正（全面見直し） 建築監視員制度発足 建設部を2部とする  <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 土木部</li> <li>— 建築部</li> </ul> </div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 住宅課</li> <li>— 建築課</li> <li>— 建築指導課</li> <li>— 区画整理課</li> <li>— 神楽岡団地事業事務所</li> <li>— 新富土地区画整理事業事務所</li> </ul> </div> </div>
1973	昭和47年 6月 1日 昭和47年 6月 2日 昭和48年 1月 5日 昭和49年 6月 1日 "	違反建築物事務処理要領制定 旭川市建築審査会条例改正 旭川市建築物における駐車施設の附置等に関する条例公布 新都市計画法に基づく用途地域の全面変更（8用途地域） 駐車場整備地区決定
1975	昭和50年 4月 1日 昭和50年 9月30日	旭川市宅地開発指導要綱制定 人 口 321,969 人 確認申請件数 6,269 件 総面積 893,068 m <sup>2</sup> 開発行為申請件数 191 件 総面積 449,571 m <sup>2</sup> 区画数 743
1976	昭和51年 2月 9日	旭川圏都市計画高度利用地区決定
	昭和51年 4月 1日	旭川市電波障害防止指導要綱制定
1977	昭和52年 6月 1日 昭和52年 6月 7日 昭和52年10月 5日 " "	都市環境の整備に対する諸問題への対応に関する建議 小中学校建設に対する意見書 市街化区域・市街化調整区域（第1回見直し） 用途地域変更 防火・準防火地域変更
1978	昭和52年10月12日 昭和53年 5月10日	旭川市建築基準法施行条例改正（日影・建築協定等） 建築審査係を2係とする  <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">課長 技1</div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 建築指導係 技4 事1</li> <li style="padding-left: 20px;">主査 技1</li> <li>— 建築審査第1係 技7</li> <li>— 建築審査第2係 技6</li> <li>— 宅地指導係 技5 事1</li> </ul> </div> <div style="margin-left: 20px;">計 26</div> </div>
1979	昭和53年 7月27日 昭和54年11月27日 昭和54年12月13日	建築協定（タカノ東部ニュータウン第1次）期間10年 旭川市旅館等建築等に関する指導要綱制定(自治活動部広聴広報課) 建築協定（タカノ東部ニュータウン第2次）期間10年
1980	昭和55年 5月 1日 昭和55年 9月30日	旭川市省エネルギー住宅建設資金貸付要綱制定 人 口 352,793 人 確認申請件数 4,643 件 総面積 792,928 m <sup>2</sup> 開発行為申請件数 51 件 総面積 601,437 m <sup>2</sup> 区画数 876

西暦	年月日	内容																				
1981	昭和56年 2月23日	旭川市旅館等建築等に関する指導要綱の業務が建築部建築指導課に移管																				
1982	昭和57年 4月 1日	優良住宅の認定事務を北海道から委託																				
	昭和57年 8月 2日	旭川市旅館等建築等に関する指導要綱改正																				
1983	昭和58年 2月 2日	建築協定（緑が丘団地第1次） 期間20年																				
1984	昭和59年 5月 1日	旭川市中古住宅購入資金貸付要綱制定																				
	"	建築協定（緑が丘団地第2次） 期間20年																				
	昭和59年 8月16日	市街化区域・市街化調整区域（第2回見直し）																				
	"	用途地域変更																				
	"	防火・準防火地域変更																				
1985	昭和60年 5月 2日	建築協定（緑が丘団地第3次） 期間20年																				
	昭和60年 5月17日	宅地指導係の開発行為関係事務等を都市開発課（宅地指導係）へ移管																				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>建築指導係 技5事2</li> <li>主査 技1</li> <li>課長 技1 — 建築審査第1係 技6</li> <li>— 建築審査第2係 技5</li> <li>— 建築審査第3係 技4</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 24</p>																				
	昭和60年 9月30日	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">人</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">□</td> <td style="width: 20%;">365,036人</td> <td style="width: 15%;">確認申請件数</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">3,464件</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>総面積</td> <td style="text-align: right;">586,061㎡</td> </tr> <tr> <td>開発行為申請件数</td> <td></td> <td style="text-align: center;">34件</td> <td>総面積</td> <td style="text-align: right;">210,000㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>区画数</td> <td style="text-align: right;">178</td> </tr> </table>	人	□	365,036人	確認申請件数	3,464件				総面積	586,061㎡	開発行為申請件数		34件	総面積	210,000㎡				区画数	178
人	□	365,036人	確認申請件数	3,464件																		
			総面積	586,061㎡																		
開発行為申請件数		34件	総面積	210,000㎡																		
			区画数	178																		
1986	昭和61年 1月 1日	旭川市私道の取扱指針制定																				
	昭和61年 4月 1日	「旭川市電波障害防止指導要綱」を「旭川テレビジョン放送受信障害防止指導要綱」と改称																				
	"	「旭川市省エネルギー住宅建設資金貸付要綱」を「旭川市北国型住宅建設資金貸付要綱」と改称																				
1987	昭和62年12月23日	旭川市建築基準法施行条例改正（第19条削除）																				
1988	昭和63年12月 1日	旭川市旅館等建築等に関する指導要綱廃止																				
1989	昭和64年 1月 7日	昭和天皇崩御																				
	平成元年 1月 8日	「平成」と改元																				
	平成元年 4月 1日	既存建築物総合防災対策推進計画基本方針制定																				
	平成元年10月16日	旭川市建築審査会条例改正																				
	平成元年11月17日	旭川市建築基準法施行細則改正																				
	平成元年11月18日	旭川市の機構を局とする																				
		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">建設局</td> <td style="width: 10%; border-left: 1px solid black;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅課</li> <li>都市計画課</li> <li>都市開発部 — 技術審査室</li> <li>— 都市開発課</li> <li>— 公園緑地課</li> <li>— 建築指導課</li> </ul> </td> <td style="width: 10%; border-left: 1px solid black;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>課長 技1</li> <li>補佐 技1</li> </ul> </td> <td style="width: 10%; border-left: 1px solid black;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築指導係 技4事1</li> <li>主査 技2</li> <li>建築審査第1係 技4事1</li> <li>主査 技1</li> <li>建築審査第2係 技3</li> <li>主査 技1</li> <li>建築審査第3係 技3</li> <li>主査 技1</li> </ul> </td> <td style="width: 10%; text-align: right;">計 23</td> </tr> </table>	建設局	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅課</li> <li>都市計画課</li> <li>都市開発部 — 技術審査室</li> <li>— 都市開発課</li> <li>— 公園緑地課</li> <li>— 建築指導課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>課長 技1</li> <li>補佐 技1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築指導係 技4事1</li> <li>主査 技2</li> <li>建築審査第1係 技4事1</li> <li>主査 技1</li> <li>建築審査第2係 技3</li> <li>主査 技1</li> <li>建築審査第3係 技3</li> <li>主査 技1</li> </ul>	計 23															
建設局	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅課</li> <li>都市計画課</li> <li>都市開発部 — 技術審査室</li> <li>— 都市開発課</li> <li>— 公園緑地課</li> <li>— 建築指導課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>課長 技1</li> <li>補佐 技1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築指導係 技4事1</li> <li>主査 技2</li> <li>建築審査第1係 技4事1</li> <li>主査 技1</li> <li>建築審査第2係 技3</li> <li>主査 技1</li> <li>建築審査第3係 技3</li> <li>主査 技1</li> </ul>	計 23																		
1990	平成元年12月23日	旭川市地区計画等の案の作成手続きに関する条例制定																				
	平成元年 3月14日	確認申請受付窓口の簡素化（課・褒章6級）																				
		道路審査台帳の改編（建築審査第3係・褒章5級）																				
	平成 2年 6月16日	建築協定（ウッドタウン緑が丘団地） 期間20年																				
	平成 2年 9月20日	旭川市開基100年記念式典																				
	平成 2年 9月30日	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">人</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">□</td> <td style="width: 20%;">362,453人</td> <td style="width: 15%;">確認申請件数</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">3,611件</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>総面積</td> <td style="text-align: right;">856,533㎡</td> </tr> </table>	人	□	362,453人	確認申請件数	3,611件				総面積	856,533㎡										
人	□	362,453人	確認申請件数	3,611件																		
			総面積	856,533㎡																		
	平成 2年11月30日	特定行政庁設置20周年記念式典 （建築基準法・建築士法施行40周年）																				
	平成 2年12月21日	旭川市地区計画等区域内建築物の制限に関する条例制定																				

西暦	年 月 日	内 容						
1991	平成 3年 3月28日	市街化区域・市街化調整区域 (第3回見直し) 用途地域変更						
1992	平成 4年 3月27日	旭川市建築基準法施行条例改正 (罰則)						
	平成 4年 3月27日	旭川市建築物における駐車施設の附置等に関する条例改正 旭川市地区計画等区域内建築物の制限に関する条例改正						
	平成 4年 5月23日	旭川市建築基準法施行細則改正 (電動ダムウエーター)						
	平成 4年 6月25日	都市計画法改正						
1993	平成 4年 6月26日	建築基準法改正 (構造・1 2用途地域)						
	平成 5年 1月26日	建築基準法施行規則改正 (様式 A 4 判化)						
	平成 5年 4月 1日	「旭川市北国型住宅建設資金貸付要綱」と「旭川市中古住宅購入資金貸付要綱と改称						
	平成 5年 5月12日	建築基準法施行令改正						
	平成 5年 6月21日	旭川市建築基準法施行細則改正						
1994	平成 5年 7月 2日	旭川市建築基準法施行条例改正 (全面改正) 旭川市建築基準法施行細則改正 (全面改正)						
	平成 5年 9月14日	市街化区域・市街化調整区域 (第4回見直し) 用途地域追加						
	平成 5年 9月23日	第36回建築士会全国大会・北海道大会						
	平成 5年12月22日	旭川市地区計画等区域内建築物の制限に関する条例改正						
	平成 6年 6月29日	建築基準法改正 (地下室)						
	平成 6年12月 1日	旭川市建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則改正 (題名改正)						
1995	平成 7年 1月28日	阪神・淡路大震災 応急危険度判定派遣 (5名) ~平成 7年 2月 1日						
	平成 7年 3月28日	旭川市地区計画等区域内建築物の制限に関する条例改正 旭川市建築審査会条例改正						
1996	平成 7年10月 3日	都市計画法改正 (H 4) に基づく用途地域の決定 (1 2用途地域)						
	平成 7年12月15日	旭川市建築基準法施行細則改正 旭川市地区計画等区域内建築物の制限に関する条例改正						
	平成 8年10月 2日	北海道既存建築物耐震改修計画制定						
1997	平成 8年11月 1日	建築確認支援システムの導入による建築申請手続及び事務の O A 化の試験稼働の開始						
1997	平成 9年 3月18日	旭川市建築基準法施行細則改正						
	平成 9年 3月31日	旭川市建築基準法施行条例改正						
	平成 9年 4月 1日	フロッピーディスクによる建築確認申請の受付開始						
	平成 9年 6月13日	建築基準法改正 (共同住宅の共用廊下等の容積率緩和)						
	平成 9年10月 1日	「旭川市福祉の街づくり環境整備要綱」の施行 「旭川市福祉の街づくり環境整備要綱」(昭和58年4月1日施行)の廃止						
	平成 9年12月 1日	旭川市機構改革 (都市開発部→建築部)						
		<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top;">           建築部           <ul style="list-style-type: none"> <li>—— 住宅課</li> <li>—— 都市計画課</li> <li>—— 都市景観課</li> <li>—— 公共建築課</li> <li>—— 設備課</li> <li>—— 建築指導課</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: middle; padding: 0 10px;">           課長 技 1            補佐 技 2         </td> <td style="vertical-align: middle; padding: 0 10px;">           指 導 係           <ul style="list-style-type: none"> <li>—— 技 4 事 1</li> <li>—— 係長 技 1</li> <li>—— 主査 技 1</li> <li>—— 係長 技 4</li> <li>—— 係長 技 1</li> <li>—— 主査 技 1</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: middle; padding: 0 10px;">           管 理 係           <ul style="list-style-type: none"> <li>—— 技 4 事 1</li> <li>—— 係長 技 1</li> <li>—— 主査 技 1</li> <li>—— 係長 技 4</li> <li>—— 係長 技 1</li> <li>—— 主査 技 1</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: middle; padding: 0 10px;">           審 査 係           <ul style="list-style-type: none"> <li>—— 技 6</li> <li>—— 主査 技 1</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: middle; padding-left: 20px;">           計 23         </td> </tr> </table>	建築部 <ul style="list-style-type: none"> <li>—— 住宅課</li> <li>—— 都市計画課</li> <li>—— 都市景観課</li> <li>—— 公共建築課</li> <li>—— 設備課</li> <li>—— 建築指導課</li> </ul>	課長 技 1 補佐 技 2	指 導 係 <ul style="list-style-type: none"> <li>—— 技 4 事 1</li> <li>—— 係長 技 1</li> <li>—— 主査 技 1</li> <li>—— 係長 技 4</li> <li>—— 係長 技 1</li> <li>—— 主査 技 1</li> </ul>	管 理 係 <ul style="list-style-type: none"> <li>—— 技 4 事 1</li> <li>—— 係長 技 1</li> <li>—— 主査 技 1</li> <li>—— 係長 技 4</li> <li>—— 係長 技 1</li> <li>—— 主査 技 1</li> </ul>	審 査 係 <ul style="list-style-type: none"> <li>—— 技 6</li> <li>—— 主査 技 1</li> </ul>	計 23
建築部 <ul style="list-style-type: none"> <li>—— 住宅課</li> <li>—— 都市計画課</li> <li>—— 都市景観課</li> <li>—— 公共建築課</li> <li>—— 設備課</li> <li>—— 建築指導課</li> </ul>	課長 技 1 補佐 技 2	指 導 係 <ul style="list-style-type: none"> <li>—— 技 4 事 1</li> <li>—— 係長 技 1</li> <li>—— 主査 技 1</li> <li>—— 係長 技 4</li> <li>—— 係長 技 1</li> <li>—— 主査 技 1</li> </ul>	管 理 係 <ul style="list-style-type: none"> <li>—— 技 4 事 1</li> <li>—— 係長 技 1</li> <li>—— 主査 技 1</li> <li>—— 係長 技 4</li> <li>—— 係長 技 1</li> <li>—— 主査 技 1</li> </ul>	審 査 係 <ul style="list-style-type: none"> <li>—— 技 6</li> <li>—— 主査 技 1</li> </ul>	計 23			

西暦	年 月 日	内 容
1998	平成10年 3月31日	市街化区域・市街化調整区域 用途地域の変更
	平成10年 4月 1日	旭川市既存建築物耐震改修促進実施計画制定 建築物の耐震改修の計画の認定事務処理要領制定
	平成10年 6月12日	建築基準法改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日照義務の廃止（即日施行）</li> <li>・指定確認検査機関等（平成11年5月1日施行）</li> <li>・準防火地域内の3階建て共同住宅（ " ）</li> <li>・連担建築物設計（ " ）</li> <li>・接道義務特例を許可事項に変更（ " ）</li> <li>・中間検査（ " ）</li> <li>・図書の間覧（ " ）</li> <li>・性能規定等（2年以内施行）</li> <li>・採光義務の緩和（ " ）</li> <li>・地階の居室（ " ）</li> </ul>
	平成10年 9月21日	旭川市地区計画等区域内建築物の制限に関する条例改正
1999	平成11年 1月13日	建築基準法施行令改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法適合判定資格者検定（平成11年5月1日施行）</li> <li>・指定確認検査機関等（ " ）</li> <li>・各申請手数料関係（ " ）</li> <li>・準防火地域内の3階建て共同住宅（ " ）</li> <li>・連担建築物設計（ " ）</li> <li>・消防同意（ " ）</li> </ul>
	平成11年 3月26日	旭川市建築基準法施行細則改正
	平成11年 4月30日	旭川市建築基準法施行細則改正
	"	旭川市住宅関係資金貸付制度の一本化
	平成11年 5月 1日	旭川市建築基準法施行細則改正（様式等の改定）
	平成11年 7月 1日	北彩都あさひかわ地区 地区計画の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・用途地域の変更（北彩都地区）</li> <li>・防火地域及び準防火地域の変更（北彩都地区）</li> </ul>
2000	平成12年 3月31日	旭川市建築基準法施行細則改正
	平成12年 4月 1日	中核市に移行する
	"	地方分権制度により道より委譲
	"	旭川市手数料条例の制定（申請手数料）
	平成12年 4月26日	建築基準法施行令改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火措置と耐火性能</li> <li>・耐火建築物</li> <li>・特定防災設備</li> <li>・避難安全検証法</li> <li>・限界耐力計算等</li> </ul>
	平成12年 5月19日	都市計画法及び建築基準法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・準都市計画区域制度</li> <li>・特定用途制限地域制度</li> </ul>
	平成12年 5月30日	旭川市建築基準法施行細則改正（垂直積雪量）
	平成12年 6月 8日	用途地域の変更（近文） 防火地域及び準防火地域の変更（近文）

西暦	年月日	内容
2001	平成13年 3月 2日	建築基準法施行令改正 ・浄化槽（平成13年4月1日施行）
	平成13年 3月26日	旭川市建築基準法施行条例改正 旭川市地区計画等区域内建築物の制限に関する条例改正
	平成13年 3月28日	建築基準法施行令改正 ・土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物（平成13年4月1日施行）
	平成13年 3月30日	建築基準法施行令改正 ・特定用途制限地域（平成13年5月18日施行） ・準工業地域（ " ） ・特例容積率（ " ） ・壁面線等を越えない建築物についての建ぺい率（ " ）
	平成13年 4月 1日	旭川市建築基準法施行細則改正
		旭川市建築基準法施行条例改正
		旭川市手数料条例改正
	平成13年 5月15日	旭川市建築基準法施行細則改正
		旭川市やさしさ住宅補助制度開始
	平成13年 5月15日	建築基準法改正 ・接道許可（平成13年5月18日施行）
	平成13年 8月 1日	マンション管理適正化法施行
	平成13年 8月 5日	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行
	平成13年11月19日	旭川市機構改革（建築部→都市建築部）
		計 23
2002	平成14年 5月30日	建設リサイクル法施行 ・分別解体等の届出
	平成14年12月13日	旭川市建築基準法施行条例改正
	"	旭川市手数料条例改正
	"	旭川市地区計画等区域内建築物の制限に関する条例改正
	平成14年12月18日	マンション建替円滑化法施行
平成14年12月27日	旭川市建築基準法施行細則改正	
2003	平成15年 1月 1日	建築基準法改正 ・天空率
	平成15年 3月28日	旭川市建築審査会口頭審査規程改正
	平成15年 4月 1日	ハートビル法改正
	"	省エネルギー法改正
	平成15年 7月 1日	建築基準法改正 ・シックハウス対策
平成15年 7月 2日	旭川市手数料条例改正	
2004	平成16年 2月 5日	建築指導課ホームページ開設
	平成16年 3月24日	旭川市建築基準法施行条例改正
	平成16年 3月31日	旭川市建築基準法施行細則改正
	平成16年 4月 1日	建築基準法改正（H13）に基づく市街化調整区域の規制値制定 ・容積率 ・建ぺい率 ・道路斜線 ・隣地斜線
	平成16年 6月 2日	建築基準法改正
	平成16年11月 2日	新潟中越地震応急危険度判定派遣（2名） ～平成16年11月 5日迄

西暦	年月日	内容
2005	平成17年 3月 7日 平成17年 3月24日	旭川市建築基準法施行細則改正 旭川市建築基準法施行条例改正 旭川市建築基準法手数料改正 旭川市建築基準法施行細則改正 旭川市地区計画等区域内建築物の制限に関する条例改正
2006	平成17年 7月 6日 平成18年 4月 1日 平成18年 6月 1日 平成18年 6月21日	旭川市地区計画等区域内建築物の制限に関する条例改正 旭川市融雪施設設置資金貸付制度窓口移管（土木部土木総務課雪対策係→建築指導課） 旭川市手数料条例改正 住宅用火災報知器設置義務化 建築基準法改正（平成19年 6月20日施行） ・構造計算適合性判定の実施 ・中間検査の義務付け等 高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律公布（平成18年12月20日施行）
	平成18年12月 1日 平成18年12月20日 平成19年 2月21日	旭川市地区計画等区域内建築物の制限に関する条例一部改正 建築士法一部改正(平成20年11月28日施行) ・定期講習義務付け等 ・構造/設備設計一級建築士による法適合チェック(平成21年5月27日施行)
2007	平成19年 4月 1日 平成19年 5月 7日 平成19年 5月30日 平成19年 6月20日 平成19年 9月18日 平成19年 9月28日	旭川市手数料条例改正（平成19年 6月20日施行） （構造計算適合性判定手数料，中間検査手数料，完了検査手数料，計画通知関係手数料） 旭川市建築基準法条例改正(学校教育法) 旭川市建築基準法施行細則一部改正（定期報告様式改正） 旭川市融雪施設設置資金貸付事業を旭川市住宅資金貸付事業に統合 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律公布(資力確保義務付け) (平成21年10月 1日施行) 旭川市耐震改修促進計画策定協議会設置 旭川市手数料条例一部改正 旭川市地区計画等区域内建築物の制限に関する条例一部改正 (東光ライラック地区) 建築基準法関係法令一部改正
2008	平成20年 5月 1日	機構改革 <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 20px;"> <div style="margin-right: 10px;">都市建築部</div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 5px;">├──</div> <div style="margin-right: 5px;">├──</div> <div style="margin-right: 5px;">├──</div> <div style="margin-right: 5px;">├──</div> <div style="margin-right: 5px;">├──</div> <div style="margin-right: 5px;">└──</div> </div> <div style="margin-right: 10px;">課長 技1 補佐 技1</div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 5px;">├──</div> <div style="margin-right: 5px;">├──</div> <div style="margin-right: 5px;">├──</div> <div style="margin-right: 5px;">├──</div> <div style="margin-right: 5px;">├──</div> <div style="margin-right: 5px;">└──</div> </div> <div style="margin-right: 10px;">管理係 技4 事1 係長 技1 主査 技1 事1 建築安全推進係 技4 係長 技1 主査 技3 建築確認係 技6 係長 技1(補佐事務取扱) 主査 技2</div> <div style="margin-left: 10px;">計 26</div> </div>
	平成20年 5月30日 平成20年 6月30日	エネルギーの使用の合理化に関する法律一部改正 旭川市建築基準法施行条例一部改正(定期報告、罰則改正) 旭川市建築基準法施行細則一部改正(定期報告改正) 旭川市地区計画等区域内建築物の制限に関する条例一部改正(罰則改正)
	平成20年 8月11日 平成20年 8月28日 平成20年11月28日 平成20年12月 5日 平成20年12月12日	旭川市耐震改修促進計画策定 建築関係団体協議会設立 準防火地域の指定区域変更(平成21年11月28日施行) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律公布(平成21年 6月 4日施行) 旭川市手数料条例一部改正
2009	平成21年 4月 1日 平成21年 5月27日 平成21年 6月 4日 平成21年 7月 7日 平成21年10月 1日	旭川市住宅資金貸付事業を旭川市やさしさ住宅補助制度に統合 建築士法一部改正(構造/設備設計一級建築士) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行 旭川市手数料条例一部改正 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行

西暦	年月日	内容
2010	平成22年 4月 1日	建築基準法施行規則改正(確認申請様式改正)
	平成22年 4月 1日	エネルギーの使用の合理化に関する法律一部改正(特定建築物の拡大)
	平成22年 6月 1日	建築確認手続き等の運用改善の施行(適判物件の並行審査の導入等)
	平成22年12月15日	特別用途地区(大規模集客施設制限地区)の指定
2011	平成23年 2月24日	旭川市建築基準法施行細則一部改正(特別用途地区関係)
	平成23年 2月24日	旭川市特別用途地区内建築物の制限に関する条例公布施行
	平成23年 3月31日	旭川市建築行政マネジメント計画策定
	平成23年 4月14日	東日本大震災 応急危険度判定(2名) ~平成23年4月19日迄
	平成23年 5月15日	東日本大震災 応急仮設住宅建設支援派遣(9名) ~平成23年8月14日迄
	平成23年12月 9日	旭川市手数料条例一部改正
2012	平成24年 3月23日	旭川市地区計画等区域内建築物の制限に関する条例一部改正
	平成24年 5月15日	旭川市放置空き家対策連絡会議設置
	平成24年 9月20日	建築基準法施行令改正(既存不適格建築物に係る規制の合理化)
	平成24年12月26日	旭川市建築基準法施行細則一部改正(認定申請・許可申請様式関係)
	平成24年12月 4日	都市の低炭素化の促進に関する法律施行
	平成25年 2月26日	旭川市手数料条例一部改正(低炭素建築物新築等計画認定申請手数料関係)
2013	平成25年 4月 1日	旭川市不良空き家住宅除去費補助制度開始 旭川市住宅改修補助制度開始
	平成25年 5月29日	建築物の耐震改修の促進に関する法律一部改正(耐震診断の実施の義務付け等)
	平成25年 7月12日	建築基準法施行令改正(建築物の天井脱落対策・エレベーター等の脱落防止対策)
2014	平成26年 4月 1日	機構改革  <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>都市建築部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 住宅課</li> <li>— 都市計画課</li> <li>— 北彩都事業課</li> <li>— 公共建築課</li> <li>— 設備課</li> <li>— 建築指導課</li> </ul> </div> <div style="margin-right: 20px;"> <p>課長 技1</p> <p>主幹 技1</p> </div> <div style="margin-right: 20px;"> <p>管理係 技4事1</p> <p>係長 技1</p> <p>建築安全推進係 技5</p> <p>係長 技1</p> <p>主査 技1</p> <p>建築確認係 技7</p> <p>係長 技1(主幹事務取扱)</p> <p>主査 技2</p> <p>住宅保全係 技4事1</p> <p>係長 技1</p> <p>主査 技1</p> <p style="text-align: right;">計 31</p> </div> </div>
	平成26年 6月 4日	建築基準法の一部を改正する法律 (木造建築関連基準の見直し・合理的な建築基準制度の構築)
	平成26年 6月27日	建築基準法施行令改正(エレベーターの昇降路に係る容積率制限の合理化, 階段に係る規制の合理化, 防火上主要な間仕切壁に係る規制の合理化等)
	平成26年 7月 2日	旭川市空き家等の適正な適正管理に関する条例施行(平成26年10月1日施行)
	平成26年11月27日	空家等対策の推進に関する特別措置法施行(平成27年5月6日施行)
	平成27年 3月25日	旭川市手数料条例一部改正 (住宅性能評価書を活用した場合の認定申請手数料:平成27年4月1日施行)
2015	平成27年 5月19日	旭川市建築基準法施行条例一部改正(長屋:平成27年5月19日施行) (仮使用認定, 敷地外移転認定, 幼保連携型認定こども園:平成27年6月1日施行)
	平成27年 7月 8日	旭川市手数料条例一部改正(平成27年6月1日施行) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律公布(平成28年4月1日施行(適合義務化等については平成29年4月1日施行))
	平成27年 9月14日	旭川市地区計画等区域内建築物の制限に関する条例一部改正(平成27年9月14日施行)
	平成27年12月15日	旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例改正(平成27年12月15日施行)
	平成28年 1月15日	建築基準法施行令改正(定期報告を要する建築物等の指定, 伝統的工法の利用促進のための規制の合理化, 防火・避難に関する規制の合理化等:平成28年6月1日施行)
	平成28年 2月25日	旭川市手数料条例一部改正(平成28年4月1日施行) 旭川市建築審査会条例一部改正(平成28年4月1日施行)
	平成28年 3月24日	旭川市空家等対策協議会設置
	平成28年 3月25日	旭川市建築基準法施行条例一部改正 (記載事項の変更, 百貨店・自動車車庫等:平成28年4月1日施行)



西暦	年月日	内容
2016	平成28年 4月 1日	<p>屋外広告物に関する事務を所管 旭川市やさしさ住宅補助制度,旭川市住宅改修補助制度を新設された建築総務課へ移管 (建築総務課にて旭川市住宅雪対策補助制度開始) 旭川市建築審査会口頭審査規程改正 (平成28年4月1日施行) 機構改革</p> <pre>           建築部 ───┬── 建築総務課                    ├── 市営住宅課                    ├── 公共建築課 ──┬── 課長 技1                    ├── 設備課 ───┬── 主幹 技1                    └── 建築指導課 ─┬── 補佐 技1                                      ├── 管 理 係 技5事1                                      ├── 係長 技1(補佐事務取扱)                                      ├── 主査 技1                                      ├── 建築安全推進係 技2                                      ├── 係長 技1                                      ├── 主査 技2                                      ├── 建築確認係 技6                                      └── 係長 技1(主幹事務取扱)           </pre> <p style="text-align: right;">計 21</p>
	平成28年 4月12日	旭川市手数料条例一部改正 (平成28年4月12日施行)
	平成28年 6月17日	旭川市地区計画等区域内建築物の制限に関する条例一部改正 (平成28年6月17日施行)
	平成28年12月13日	旭川市手数料条例一部改正 (平成29年2月1日施行)
2017	平成29年 3月24日	旭川市耐震改修促進計画の改定 旭川市特別用途地区内建築物の制限に関する条例一部改正 (平成29年3月24日施行) 旭川市手数料条例一部改正 (平成29年4月1日施行)
	平成29年 3月31日	旭川市空家等対策計画の策定
2018	平成30年 2月23日	旭川市手数料条例一部改正 (建築基準法第48条第8項に「田園住居地域」追加による条項ずれ:平成30年4月1日施行)
	平成30年 3月26日	旭川市建築基準法施行条例一部改正 (上記と同様の改正内容:平成30年4月1日施行)
	平成30年 3月29日	旭川市建築基準法施行細則一部改正 (上記と同様の改正内容:平成30年4月1日施行)
	平成30年 9月14日	旭川市手数料条例一部改正 (建築基準法の一部改正に伴う規定の整備:平成30年9月25日施行)
	平成30年 9月25日	旭川市建築基準法施行条例一部改正 (上記と同様の改正内容:平成30年9月25日施行)
	平成30年 9月25日	旭川市建築基準法施行細則一部改正 (上記と同様の改正内容:平成30年9月25日施行)
2019	令和元年 6月28日	旭川市地区計画等区域内建築物の制限に関する条例一部改正(令和元年6月28日施行) 旭川市手数料条例一部改正(令和元年6月28日施行)
	令和元年 9月13日	旭川市建築基準法施行条例一部改正(令和元年9月13日施行) 旭川市建築基準法施行細則一部改正(令和元年9月13日施行) 旭川市手数料条例一部改正(令和元年9月13日他施行)
	令和 2年 3月26日	旭川市手数料条例一部改正(令和2年3月26日施行)
2020	令和 2年 6月25日	旭川市建築基準法施行条例一部改正 (令和2年6月25日施行)
	令和 3年 3月24日	旭川市手数料条例一部改正(令和3年4月1日施行) 旭川市建築基準法施行細則一部改正(令和3年4月1日施行)
2021	令和 3年12月10日	旭川市手数料条例一部改正(令和4年2月20日施行)
	令和 4年 2月18日	旭川市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則一部改正 (令和4年2月20日施行)